

受給者は、毎年1回、現況届の提出が必要です

児童手当現況届を提出してください

現況届は、児童手当の支給要件に引き続き該当するかどうかを確認するためのものです。現況届には、受給者の前年の所得の状況や、6月1日現在のお子さんの養育状況などを記入します。現況届を提出しないと、6月分（10月期支給分）以降の手当を受給できなくなります。対象者には、6月上旬に現況届を郵送します。住所変更などにより届かない場合は、子育て支援課に連絡を。*5月の出生や転入などにより認定請求書を提出した場合は、現況届の提出は不要です。

児童手当・特例給付について

■手当月額（児童1人につき）

区分	手当額	
3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

*第3子以降…受給者が養育する「18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（高校修了までの児童。ただし児童福祉施設などに入所している児童を除く）」を対象として年長者から数えて3番目以降のお子さん

■**所得制限** 児童手当には、所得制限限度額が設けられています。受給者の前年の所得が下表の額以上の場合は、特例給付となり、児童1人につき月額5,000円（一律）の支給となります。

扶養親族数	所得制限限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円

*所得制限限度額は、扶養親族などが1人増えるごとに380,000円が加算されます。

提出期限 6月30日(火)までに直接、子育て支援課か市民課、各支所に提出してください。*子育て支援課は郵送可。土・日曜日に提出できるのは、市民課、多賀・南部・十王支所です。

児童手当（6月期支給分）の支給日は6月12日(金)です

口座振込を指定している方は、同日付で指定口座へ入金します（金融機関の都合により、振込時間が異なります。あらかじめご了承ください）。窓口払いの方には、別に通知します。

問合せ 子育て支援課 内線 338

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度

児童手当受給世帯に臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対して給付金を給付します。

対象となる世帯

- 児童手当受給世帯（0歳から中学生のいる世帯）
- *令和2年3月に中学校を卒業した子がいる世帯を含みます。
- *所得制限により特例給付（手当月額5,000円）を受けている方は給付されません。
- *令和元年度児童手当現況届が未提出の場合などは支

給要件が確認できるまで給付されません。

基準日 令和2年3月31日

給付額 対象となる児童1人につき10,000円

申し込み 不要（対象者には、6月上旬に通知を送付します）

*公務員の方は申請が必要です（詳しくは所属庁にご確認ください）。

給付日 令和2年6月23日(火)

*公務員については、7月下旬以降に給付予定です。

問合せ 子育て支援課 内線 338

重度心身障害者及び母子・父子家庭の方は、7月から新しい受給者証になります

㊦医療福祉費支給制度受給者証を更新します

㊦医療福祉費支給制度に該当するかどうかの判定を行い、要件（所得、認定書類など）が確認できる方には、新しい受給者証を送付します。確認できない方には、更新手続きのお知らせをします。

対象	要件
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級、内部機能障害3級、療育手帳「㊦」「A」「B」、障害年金1級、精神障害者保健福祉手帳1級、太陽の家・ひまわり学園・しいの木学園・母子療育ホーム・日立特別支援学校の在籍者、特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者福祉手当などの受給者
母子・父子家庭	配偶者のいない女子・男子で、18歳未満の児童、20歳未満で上記の障害がある児童または20歳未満の高校在学者を養育している母または父とその子

*要件を満たした場合でも、所得制限を超えた場合は非該当となります。

発送日 6月19日(金)

㊦医療福祉費支給制度とは

健康保険で病院にかかったとき、本人が負担する医療費の一部を市が助成する制度です。それ以外にも、妊産婦・小児の㊦制度があります。詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。



問合せ 国民健康保険課 内線 204

国民健康保険料の通知書を送付します

国民健康保険料決定（納入）通知書を6月中旬に世帯主にお送りします

【国民健康保険の概要】

国民健康保険は、いつ起こるか分からない病気やけがに備え、加入者が保険料を出し合い、必要な医療費などに充てる助け合いの制度です。保険料は加入者が経済的に心配なく医療を受けるための大切な財源となっています。

【保険料の納付義務者】

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険に加入してなくても、世帯内に国民健康保険に加入している方が1人でもいる場合には、国民健康保険料決定（納入）通知書を世帯主にお送りします。

【保険料の計算方法】

加入世帯の状況に応じて、医療分、後期高齢者支援分、介護分の区分ごとに右の表により算出した金額の合計が、1世帯当たりの年間の額となります。

【保険料の軽減制度】

前年中の世帯の所得が基準額以下の場合には、保険料（均等割、平等割）が軽減されます。軽減を受けるためには、原則として世帯主と国保加入者全員の所得の申告が必要です。*収入のない方や、障害年金、遺

族年金などの非課税所得のみの方も申告が必要です。

【今年度の国民健康保険料率・額】

保険料率は、昨年度と同じです。

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分（40歳以上65歳未満の方）
所得割	9.09%	2.87%	2.58%
均等割	20,500円	6,400円	14,200円
平等割	33,400円	10,600円	—

- 所得割…前年中の総所得金額等から、基礎控除額の330,000円を差し引いた額に表中の率を乗じて算出
- 均等割…世帯内の被保険者1人当たりの額
- 平等割…国民健康保険の1世帯当たりの額

【年度途中で75歳になる方】

75歳になる月の前月分までの月割で、国民健康保険料があらかじめ計算されています。75歳の誕生月からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療保険料決定（納入）通知書が別途送付されます。

問合せ 国民健康保険課 内線 202

*新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯などについては、国民健康保険料が徴収猶予または減免される場合があります。詳細はお問い合わせください。